

(新規事業) 令和2年度人権文化推進計画取組実績

(別紙2)

番号	事業名	事業目的	令和2年度 取組実績及びその成果	担当市区等	担当課	該当事業※
1	ひきこもりの相談窓口一元化等による支援の充実	当事者とその家族に寄り添った息の長い総合的な支援を展開していく。	複数の施策や制度、社会資源を組み合わせた包括的な支援を行うため、令和2年8月1日付けで、支援の調整役を担う「寄り添い支援係長」を全区役所・支所保健福祉センターに各1名、計14名配置し、体制強化を図った。 また、令和2年9月1日付けで、これまで年齢や施策によって分かれていた相談窓口を一つにまとめて明確化し、支援の中核機関となる保健福祉センターと合わせて「ひきこもり地域支援センター」として位置付けるとともに、新たに、支援方針や支援の役割分担を組織的に決定する「支援調整会議」の開催や、伴走型支援を行う「よろせい支援員」の配置を行い、ひきこもり支援の再構築を行った。 【ひきこもり相談窓口相談実績(令和3年3月末時点)】267件	子若	育成推進課	子ども
2	農福連携による新京野菜普及促進事業	農業の新たな労働力確保と障害のある人の就労機会の創出等を目的に、障害者福祉施設が新京野菜の生産から販売までの様々な過程に携わる取組に対して支援し、併せて消費啓発等を実施することで新京野菜の普及を促進する。	障害者福祉施設と農家に対し、以下の新京野菜の生産支援等を実施。 ・福祉施設と農家とのマッチングや生産体験実習を実施。 京の黄真珠(きしんじゆ)選別作業 6施設、生産体験実習参加施設 7施設 ・新京野菜生産消費拡大の取組 新京野菜を活用した新たなメニュー(みずき菜のスムージー、京の黄真珠を使用したパン)の開発 農福連携の取組PRイベントを実施。 イベント名 新京野菜×農福連携スクエア 日時 12月19日(土)午前10時～午後3時 場所 RACTO山科 地下「音の広場」	産観	農林企画課	障害のある人
3	京都らしい農福連携推進事業	農業の貴重な担い手確保と、障害のある方の就労機会の創出及び工賃向上に向け、産業観光局と連携し、本市の独自ブランドである新京野菜等を活用し、障害のある方が生産・加工・販売等に携われるよう農家等とのマッチング等に取り組みとともに、販路開拓や地域の活性化を図る農福連携を推進する。	・福祉施設への農福連携に係るニーズ調査を実施。 ・福祉施設と農家等との信頼関係づくりを行うための各種コーディネートを実施。 ・福祉施設の農業に関連した仕事づくりを支援し、『京の黄真珠』の栽培や収穫、新製品づくり等を行った。 (1)「京の黄真珠」選別業務 : 6施設 (2)新京野菜を活用した新商品開発: 2施設 ・新京野菜のネームバリューを活かした付加価値の高いメニュー開発等による福祉施設の工賃向上を目指した企画運営を行った。	保福	障害保健福祉推進室	障害のある人
4	災害時における外国籍市民等の防災体制整備事業	近年の大規模災害の発生も踏まえ、災害時における多言語電話通訳を導入する。また、災害時の課題等について、外国籍市民等からの意見聴取を行う。	・令和2年7月15日に「京都市災害時多言語電話通訳サービス」を導入。 利用実績は0件。令和2年9月5日のkokoka防災訓練において、テスト通話(4件)を実施した。 ・災害時の課題等に関する外国籍市民等からの意見聴取については、国際交流・共生推進室が実施する別事業において実施し、意見聴取した内容を防災担当部署へ共有した。	総企	国際交流・共生推進室	多文化
5	多言語電話通訳サービスの活用	多言語におけるトラブルを回避し、丁寧で確かな外国人のお客さま対応をしていく。	電話対応における3地点通訳、窓口及び現場対応における2地点通訳を28件実施した。 ・(電話対応:3地点通訳)外国人のお客さまから電話を受けた際に、多言語電話通訳の委託業者に追加で架電し、お客さま、職員、通訳者3人が同時に会話をを行うもの。 ・(窓口及び現場対応:2地点通訳)お客さまと対面して対応中に多言語電話通訳の委託業者に架電し、電話機のスピーカー機能等を活用して、お客さま、職員、通訳者3人が会話をを行うもの。	上下水	お客さまサービス推進室	多文化
6	プラスチックに係る冊子等の作成	外国人に対して、プラスチックごみの問題について、啓発を行う。	プラスチックごみの問題について啓発を行う冊子(英語、中国語、ハングル)を作成し、配布した。	環境	資源循環推進課	複数課題
7	第14回国連犯罪防止刑事司法会議(京都コンgres)開催支援	5年に一度開催される犯罪防止・刑事司法分野における国連最大の国際会議であり、本市においては、京都実行委員会において、会議の成功に向けた開催支援を行う。	開催地である京都として、地元支援組織(京都実行委員会)を設置し、法務省と連携しながら、機運醸成のための広報活動、関係機関との調整など、会議成功に向けた支援を行った。会議初日には「京都宣言」が採択され、世界中で国際会議の開催が停滞する中ではあるが、世界有数の学術文化としての京都を日本国内外に向けて幅広くアピールした。 【京都コンgres概要】 ・開催日程 : 令和3年3月7日～12日 ・会場 : 国立京都国際会館 ・テーマ : 2030アジェンダ(SDGs)の達成に向けた犯罪防止、刑事司法及び法の支配の推進 ・参加者数 : 約5,600名(オンライン参加者を含む) ・コロナ対応 : 令和2年4月の開催予定から約1年延期され、バーチャル形式とのハイブリッド方式で開催。政府の特別措置により閣僚級とその随行者のみ入国を許可され、発熱者が出た場合に備えて、医療チームも常駐した。3密を回避した効果的な空間を創出し、学生なども参加可能なユースフォーラムなど地域貢献の促進も実施された。「ウィズコロナ社会における京都MICEモデル」で京都が提案する内容を実践し、今後のMICE開催の手本となる開催事例となった。	産観	観光MICE推進室	犯罪被害

8	性の多様性の理解及びLGBT等の性的少数者の社会参加の促進プロジェクト	性的少数者の人権を重点課題の一つとして位置付けることを踏まえ、「誰ひとり取り残さない」共生社会の実現を目指して、性の多様性の理解と性的少数者の社会参加の促進に資する様々な取組を行う。	<p>1 性の多様性や性的少数者に関する理解を促進する取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年7月 オンライン座談会「コミュニティカフェKYOTO」を開催。（13名参加）</li> <li>企業向け人権啓発講座 シンポジウム「性の多様性について考えよう！」について、新型コロナウイルス感染拡大により、会場開催に代えて、登壇予定だった講師の座談会を収録し、その様子をリーフレットにまとめたものをホームページなどで公開した。</li> </ul> <p>2 企業と協働した性的少数者に関する理解を促進する取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年10月 企業向けの啓発パンフレット「ダイバーシティLGBTの視点から考える これからの職場づくり」を作成し、市内の企業・事業所等に配付した。（15,500部）</li> </ul> <p>3 コミュニティスペースの試行実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>LGBT等コミュニティスペース「京都まあぶるスペース」を試行的に実施した。</li> <li>令和2年10月30日（オンライン）参加者＝13名</li> <li>令和2年12月6日（対面）参加者＝11名（個別相談会＝1名）</li> </ul> <p>4 パートナーシップ宣誓制度開始</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>性的少数者の方々が、お互いを人生のパートナーとして自分らしく生活されることを応援する「京都市パートナーシップ宣誓制度」を令和2年9月から実施（令和2年度の宣誓組数：57組）</li> </ul>	文市	共生社会推進室	LGBT
9	当事者や関係者からの意見聴取などによる性的少数者の困難の状況把握と、その解消に向けた有効な方策の検討・推進	「誰ひとり取り残さない」共生社会の実現を目指して、性の多様性の理解と性的少数者の社会参加の促進のため、当事者や関係者からの意見聴取などによる性的少数者の困難の状況把握と、その解消に向けた有効な方策を検討・推進する。	<p>性的少数者の人権尊重に関する今後の取組を専門的な観点から検討するため、京都市人権文化推進懇話会（専門意見聴取会）を開催した。</p> <p>議題：京都市パートナーシップ宣誓制度について</p> <p>日時：令和2年6月11日（オンライン開催）</p>	文市	共生社会推進室	LGBT
10	動画への字幕及び手話通訳の挿入	聴覚に障害がある方に対して市政の情報を提供する。	<p>聴覚に障害のある方にも市政に関する情報を提供するため、市長からのメッセージ動画、市長記者会見動画等に字幕や手話通訳を挿入した。</p> <p>市長記者会見動画：5回、市長メッセージ動画：全19回</p> <p>※令和3年度人権文化推進計画における新規事業であるが、令和2年度5月から試行的に実施している。</p>	総企	市長公室広報担当	障害者
11	コロナ差別に関する啓発	新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者やその家族、医療従事者等に対する差別的取り扱い、誹謗中傷が社会的な問題となっている。一人一人が感染症を正しく理解し、互いを思いやり、共に乗り越えていこうとする機運を醸成するための啓発の取組を推進する。	<p>啓発ポスターの掲示、シトラスリボン運動の啓発など様々な取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「STOP！コロナ差別ー差別をなくし正しい理解をーキャンペーン」に市長のメッセージ動画を掲載（7月）</li> <li>「新しい生活スタイル」に関する障害のある方への配慮について、感覚過敏等の特性によりマスクの着用が困難な事例等を情報館に掲載（8月）（市民しんぶん12月号にも掲載）</li> <li>児童館、学童保育所、放課後ほっと広場への啓発ポスター等の送付（9月、11月）</li> <li>京都府と連携したインターネット上の人権侵害に係る書込みの法務省への削除要請（1件）</li> <li>オリジナル啓発文※を作成し、全庁的な活用呼び掛けを実施</li> <li>※「断ち切ろうコロナ差別。あなたも、私も、不安は同じ。思いやりを大切に、みんなで乗り越えましょう」</li> <li>各区役所・支所のモニターに本市オリジナル啓発文を掲示（11月）</li> <li>人権月間における取組（人権擁護委員と連携した街頭啓発など）（12月）</li> <li>「京都はくくみ通信/GoGo土曜塾」に差別・偏見防止の啓発記事を掲載（1・2月号）</li> <li>オリジナル啓発文と冷静に行動するためのセルフチェック欄を記載したチラシの作成及び地下鉄広告の掲示（掲示期間＝令和3年3月1日～3月31日）</li> <li>オリジナル啓発文を活用したポスターを区役所支所、文化施設、図書館、学校、地下鉄駅構内に掲示（令和3年3月24日～）</li> </ul>	文市	共生社会推進室	感染症
12	市営住宅の入居資格の改正	住宅に困窮する低額所得者に対し、低廉な家賃で住居を供給する	<p>「京都市パートナーシップ宣誓制度」を契機として、パートナーシップ宣誓を行った方を、市営住宅の入居資格対象者とする制度改正を行い、令和2年9月1日の入居申込から受付を開始した。</p>	都計	住宅管理課	LGBT

(改善事業) 令和2年度人権文化推進計画取組実績

(別紙4)

番号	事業名	事業目的	令和2年度 取組実績及びその成果 ※下線：改善した内容	担当局等	担当課	該当事業※																				
1	心の居場所づくり推進事業	子どもたちの居場所をつくり、子どもが伸び伸びと学び育つ環境を整える。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 学びのパートナー等学生ボランティアの活用</li> <li>• 「洛風中学校」「洛友中学校」「ふれあいの杜」の教育充実</li> <li>• 「碎啄21・絆」の取組実施</li> <li>• フリースクールと連携した不登校対策の実施</li> <li>• 「こども相談24時間ホットライン」の運営</li> <li>• 子どもや子育てに関する相談を24時間対応（年中無休）で受け付けた。 相談件数：3,971件</li> <li>• 「京SNS相談」の運営</li> <li>• 市立中学生・高校生を対象にSNS等を活用した相談窓口を開設し、子どもの様々な悩み相談を受け付けた。</li> </ul> <p>【前期】令和2年5月7日から令和2年9月30日まで実施 累計登録者数：368人、累計相談件数：226件 【後期】令和3年1月3日から令和3年1月31日まで実施 累計登録者数：404人、累計相談件数：33件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 不登校相談支援センターの運営</li> <li>• 不登校フォーラムの実施（新型コロナウイルス感染拡大により中止）</li> <li>• 児童生徒登校支援連携会議の実施（新型コロナウイルス感染拡大により書面会議にて開催）</li> <li>• スクールカウンセラーの配置</li> <li>• 令和2年度、全京都市立小・中・高・総合支援学校に配置。244校（小学校153校、中学校65校、小中学校8校、高等学校10校、総合支援学校8校）</li> <li>• スクールソーシャルワーカーの配置</li> <li>• 令和2年度、全中学校区に配置 74校（小学校63校、中学校3校、小中学校8校）。定時制高等学校2校にも配置するとともに、派遣型のスクールソーシャルワーカーを教育委員会に配置</li> </ul>	教育	生徒指導課	子ども																				
2	親と子のこころのほっとライン相談員の養成	子育てのこと、友達や身体のことなど、様々な悩みに直面しながら身近に相談できる相手がなく、一人悩んでいる「親」や「子」に対して、電話を通して相談に当たるボランティアを養成し、子どもの健全育成を図る。	<p>子育て、しつけ、子どもの教育、親子関係などの悩みや友達、勉強、進路、学校などの悩みについて相談できる「親と子のこころのほっとライン」を、令和2年4月1日に設立。</p> <p>相談件数：1,209件</p> <p>また、以下のとおり、研修会を実施。</p> <table border="0"> <tr> <td>第2期生養成講座</td> <td>10回開催</td> <td>／</td> <td>第2期生基礎訓練</td> <td>8回開催</td> </tr> <tr> <td>相談員全体研修会</td> <td>3回開催</td> <td>／</td> <td>相談員班別研修会</td> <td>40回開催</td> </tr> <tr> <td>相談員個人研修会</td> <td>37回開催</td> <td>／</td> <td>相談員宿泊研修会</td> <td>中止</td> </tr> <tr> <td>相談員1日研修会</td> <td>中止</td> <td>／</td> <td>自主研修会</td> <td>8回開催</td> </tr> </table>	第2期生養成講座	10回開催	／	第2期生基礎訓練	8回開催	相談員全体研修会	3回開催	／	相談員班別研修会	40回開催	相談員個人研修会	37回開催	／	相談員宿泊研修会	中止	相談員1日研修会	中止	／	自主研修会	8回開催	子若	育成推進課	子ども
第2期生養成講座	10回開催	／	第2期生基礎訓練	8回開催																						
相談員全体研修会	3回開催	／	相談員班別研修会	40回開催																						
相談員個人研修会	37回開催	／	相談員宿泊研修会	中止																						
相談員1日研修会	中止	／	自主研修会	8回開催																						
3	子ども食堂など、民間による子どもの居場所づくりへの支援	「子ども食堂」をはじめとした「子どもの居場所づくり」が、より多くの地域で継続的に行われていくための支援を実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 令和2年6月に、子どもの居場所づくり「支援の輪」サポート事業を立ち上げ、子どもの居場所が、支援を必要とする子どもや家庭を適切な機関につなぐ「気づきの窓口」となるよう、居場所への現地訪問や情報提供、相談支援を行うとともに、市民や企業からの寄付を適切な寄付先につなぐなどの支援を行い、子どもの居場所づくりに取り組む団体が、継続して取組を実施することができるよう、サポート体制の充実を図った。</li> <li>• 取組に対する「京都市子どもの居場所づくり支援事業補助金」による助成をした。 補助金額：対象経費の総額の2/3以内（上限10万円） 補助団体：4団体</li> </ul>	子若	子ども家庭支援課	子ども																				
4	里親支援事業、養育里親の推進を中心とした社会的養育推進事業	何らかの事情により、家庭で生活できない子どもたちを、できる限り家庭的な環境の中で養育する制度である「里親制度」の普及のため、広く市民に対する里親制度の啓発や、養育里親に対する研修を実施する。また、里親委託を推進するため、関係機関との連携・調整や、里親相互の相談援助、交流促進、委託後の里親への相談等支援など、里親に対する支援を総合的に推進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 里親への包括的な支援を実施（普及啓発・リクルート、トレーニング（研修）、マッチング、委託後の支援）</li> <li>（1）普及啓発促進・リクルート活動として、ポスター及びチラシ作成（市バス、地下鉄の車内吊り等への掲示）、オリジナル啓発動画作成（TVCMや映画上映前CM等放映）、啓発グッズの作成・配布（カレンダー、トートバッグ）、里親応援ウェブサイトを開設、養育里親・里親支援拠点の愛称公募を実施。</li> <li>（2）里親経験者による講演会（参加者：84名）や里親制度の説明会等の実施（出前講座：3回）、制度に関するパンフレットの整備、里親月間（10月）における広報誌等によるPR活動</li> <li>（3）里親の登録研修、施設実習の実施（施設実習は、新型コロナウイルス感染拡大により中止）</li> <li>（4）研修参加時の交通費等を支給する委託前養育支援事業の開始</li> <li>（5）里親相互の交流支援（里親サロンの開催（9回）、交流会（1回）の開催）</li> <li>（6）里親家庭への訪問相談（委託里親世帯：173件、未委託里親：117件）、レスパイト事業の実施</li> <li>（7）施設不在区の里親を対象に相談受付や訪問支援等を行う新たな里親支援拠点として、きょうと里親支援・ショートステイ事業拠点「ほっとはぐ」を開設（令和2年10月）し、相談支援体制を充実。</li> </ul>	子若	児童福祉センター 子ども家庭支援課	子ども																				

5	多言語対応救急活動現場シートの運用	英語、スペイン語、中国語（簡体字）、ハングル語、仏語、伊語、独語、中国語（繁体字）の8箇国語に対応したピクトグラム（表したい概念を単純な絵文字で表現したもの。）を用いて、外国人の観光客等に対する救急活動時に傷病状況等を迅速に把握する。	当該シートの対応言語を4ヶ国語から8ヶ国語に増やし、市内の全救急隊に配備した。 新型コロナウイルス感染拡大により訪日外国人が減少したこともあり、使用実績は少ないが、外国人傷病者等に対する迅速かつ効果的なコミュニケーション・情報収集ツールとして、今後も現場で活用するとともに、使用実績を分析・検証を実施する。	消防	救急課	多文化
6	海外観光宣伝（「Kyoto City Official Travel Guide」での情報発信）	ますます多様化する外国人観光客のニーズに応じた情報を提供するため、引き続き、外国人旅行者向け京都観光ウェブサイト「Kyoto City Official Travel Guide」において、多言語でのきめ細やかな情報発信に取り組む。	多様化する外国人観光客のニーズに応じた情報を提供するため、京都観光情報発信の顔となる多言語サイトでの情報発信を行った。具体的には、閲覧者の属性・興味に応じた情報発信など、幅広い国・地域から来られる観光客の多様なニーズに対応する魅力的な情報発信を推進するとともに、ウィズコロナにおける京都市や観光事業者の安心・安全に係る取り組みを紹介するなど、回復期の観光需要にも対応する情報発信を行った。	産観	観光MICE推進室	多文化
7	犯罪被害者支援策の推進（支援対策）	犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減に向けた取組を推進する。	犯罪被害者等のために、相談や必要な情報を提供し、被害直後から中長期にわたって途切れのない支援を行うワンストップ窓口として、（公社）京都犯罪被害者支援センター内に京都市犯罪被害者総合相談窓口を設置し、電話相談を618件、面接相談を238件、裁判の傍聴付添い等の直接的支援を478件行った。また、被害直後における生活困窮者に対する生活資金の給付、住居の提供や心のケアなどの様々な支援を行ったほか、令和2年度には新たな支援制度を創設し、犯罪被害者等に対する家事支援、介護援助及び一時保育の日常生活支援を令和2年4月1日から開始した。	文市	くらし安全推進課	犯罪被害
8	地域再犯防止推進モデル事業	モデル事業として、犯罪をした人等に対する寄り添い支援の実施、京都市再犯防止推進計画（仮称）の策定等、罪を償い社会の一員として再出発しようとする人の社会復帰を促進する取組を行うことにより、新たな犯罪被害者を生み出さない安心・安全なまちづくりを推進する。	京都市再犯防止推進計画の策定に向け、犯罪をした人等に対する寄り添い支援を継続するとともに、より効果的な支援についても検討し、実施した。 ・本市の特性を踏まえた、若年女性に対するモデル支援の実施 （1）生活・就労等の寄り添い支援の実施（令和元年度：11名 → 令和2年度：12名） （2）より効果的な支援として、京都の伝統産業をモチーフにした若年女性主体のアントレプレナー塾の開催（5回） （3）困りごとを抱えているながらも支援機関との接点がない若年女性とのつながりをつくり、必要な相談・支援機関につなげていく居場所づくりの実施 （4）犯罪等をした人が施設出所後に相談できる窓口等を紹介したハンドブック「つなぐつながる」を矯正施設や保護観察の現場等において配布・紹介 ・京都市再犯防止推進会議の開催（3回） ・京都市再犯防止推進計画の策定（令和3年3月）	保福	保健福祉総務課	更生
9	人権擁護委員による特設人権相談の実施	京都人権啓発活動ネットワーク協議会の構成機関による連携協力の一環として、人権擁護委員による特設人権相談を本市施設でも実施することにより、市民が人権に関する困りごとについて相談できる機会を提供する。	人権相談窓口について、より多くの市民に周知・啓発を行い、相談体制の更なる充実を図るため、4区役所で実施してきた特設人権相談を、令和2年4月から、全区役所・支所に拡大実施した。 また、毎年6月1日の「人権擁護委員の日」（又はその前後の日）に、全区役所・支所にて、特設人権相談を一斉開設することについては、新型コロナウイルス感染拡大により中止した。  【開催実績】 ・京都市消費生活総合センターにおける夜間相談（令和3年4月からは京都市文化市民局共生社会推進室に会場変更） 実施回数：年0回（原則偶数月第4水曜日、午後6時～8時） →年6回実施を予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大及び相談予約がなかったことにより実施しなかった。 ・全区役所・支所で実施する相談 実施回数：年10回（原則毎月第3、又は第4木曜日、午後2時～4時） →年14回実施を予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大により、実施回数を変更。 ※ 6月1日の「人権擁護委員の日」に合わせた全区役所・支所での特設相談の一斉開設は、新型コロナウイルス感染拡大により、中止した。	文市	共生社会推進室	相談・救済
10	～地域で気づき・つなぎ・支える～認知症総合支援事業	認知症の早期発見・早期相談・早期診断の連続した支援に対応するため、地域全体で認知症の人やその家族を支え合う取組を進める。	認知症になってからも本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、認知症の人やその家族に早期に関わり、訪問活動による情報収集やアセスメント、本人・家族等への心理的サポート、受診勧奨や医療・介護サービスに至るまでの支援などを「認知症初期集中支援チーム」において引き続き実施するとともに、認知症初期集中支援チームと認知症疾患医療センターの連携を深め、認知症に係る初期・初動支援体制の更なる強化を図った。 また、京都市「認知症高齢者の行方不明時における早期発見に関する連携要領（平成28年3月策定）」に基づき、行方不明リスクの高い方の事前相談・登録制度の運用や発見協力依頼情報の提供等を円滑に実施するとともに、情報提供先となる地域ネットワークの拡充を図ることにより、行方不明になりにくい環境整備と行方不明になった場合でも早期発見できるよう取組を進めた。  平成27年度に策定した「京都市版認知症ケアパス」について、「認知症になってからの人生に希望を感じられる」「認知症になって自分でも自分の人生を選択できる」等を目的に、認知症の本人・家族の視点からの必要な情報や当事者の声などをより重視した内容に改訂した。	保福	健康長寿企画課	高齢者